

姫監公表第6号
令和2年 4月20日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	西 本 眞 造
同	駒 田 か す み

住民監査請求（旧姫路市立診療所用地に係る土地測量業務委託料等の返還について）に係る監査の結果について

令和2年2月26日に受付した地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表します。

第 1 監査の請求

1 請求人

姫路市民 A

2 請求年月日

住民監査請求「旧姫路市立診療所用地に係る土地測量業務委託料等の返還について」（以下、「本件請求」という。）に係る請求書（以下「本件請求書」という。）は、請求人 2 名の連名により、令和 2 年 2 月 26 日に提出された。

3 請求の要旨

- (1) 旧姫路市立診療所用地に係る土地測量業務について、法令等に違反して、令和元年 6 月 3 日に X 協会と委託契約（以下、「本件契約」という。）を締結している。

この業務契約により、姫路市及び姫路市民に多大な財政的損失を与えた。

ア 地域医療推進室主幹（B）は、法令等に違反して一者随意契約により X 協会と本件契約を締結しているため、本件契約に係る委託料及び委託料を支払った日から返還に至る日まで民法の規定する年 5 分の割合による遅延損害金を姫路市に返還させることを求める。

イ 地域医療推進室主幹（B）に、法令等に違反して行った関係職員の事務費等を姫路市に返還させることを求める。

ウ X 協会に対し、違法な契約により支払った委託料及び委託料を支払った日から返還に至る日まで民法の規定する年 5 分の割合による遅延損害金を姫路市に返還させることを求める。

- (2) 本件請求に係る監査について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。但し、平成 29 年法律第 54 号による改正前のもの。以下、「自治法」という。）第 199 条の 2 の規定及び昭和 43 年 6 月 18 日付の行政実例に基づき、代表監査委員の除斥を求める。

- (3) 本件請求に係る監査について、自治法第 252 条の 43 第 1 項の規定により、監査委員の監査に代えて、個別外部監査契約によることを求める。

4 事実を証する書面

- (1) 令和元年 11 月 25 日付け住民監査請求「旧姫路市立ぼうぜ診療

所」用地測量業務委託料等の返還について」（以下、「令和元年11月請求」という。）の請求書に添付されているもの

ア 家島町坊勢地内土地境界復元等業務委託に係る関係書類

イ 家島町坊勢地内土地境界確定業務委託に係る関係書類

ウ 本件請求土地に係る関係書類

(2) 令和2年2月13日付け住民監査請求「旧姫路市立診療所用地に係る土地測量業務委託契約について」の請求書に添付されているもの

ア 他団体の登記等業務委託に係る入札関係書類

イ 競争入札に係る情報の公表（公共調達の適正化関係資料）

ウ 公共嘱託登記（土地家屋調査士）業務積算基準に係る関係書類

エ 本件契約に係る業務委託随意契約理由書

5 請求の受理

本件請求は、請求人1名については、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和2年3月6日に受理を決定し、他1名については、令和元年11月請求と同一請求人であり、本件請求の内容が実質的に同一内容であると判断したため、「一事不再理」の原則により不受理（却下）を決定した。

第2 監査の実施

1 代表監査委員の除斥について

本件契約の当初契約日は令和元年6月3日であり、当時、健康福祉局付の主任専門官ではあったが、本件契約に係る業務に関わっておらず、自治法第199条の2に規定する除斥対象とはならない。

2 個別外部監査契約に基づく監査

請求人が求める個別外部監査契約に基づく監査の実施については、監査委員は、日々様々な財務会計上の監査を公正不偏に実施していること、本件の違法性等の判断を行うに当たって、特に外部の者による判断を必要とし、あるいは、特に専門的な知識や判断等を必要とする事案ではないと判断したことから、監査委員による監査の実施を決定した。

3 監査の対象事項

請求人は姫路市に対し、違法な契約によりX協会に支払った委託料及び委託料を支払った日から返還に至る日まで民法の規定する年5分の割合に

よる遅延損害金について、X協会から姫路市に返還させることを求めているが、自治法第242条第1項に規定する事項に該当しないため、監査の対象から除外した。

したがって、監査の対象事項は、以下のとおりとする。

本件契約は、法令等に違反して締結された一者随意契約であるとして、本件契約に係る委託料及び委託料を支払った日から返還に至る日まで民法の規定する年5分の割合による遅延損害金並びに法令等に違反して行った関係職員の事務費等の返還を監査の対象とした。

4 監査対象部局

健康福祉局 保健福祉部 保健福祉政策課内 地域医療推進室

※令和2年4月1日付け組織改正により、健康福祉局 保健福祉部 地域医療推進課に変更。

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、令和2年3月19日に証拠の提出及び陳述を行う機会を与えた。

請求人は陳述及び関係職員の陳述の立会いを代理人に委任し、当該陳述において、代理人が請求の趣旨に係る補足説明を行うとともに、追加の証拠書類として、随意契約に関連する判例、関係法令等（一部抜粋）、現場写真を提出した。

なお、陳述会においては以下について陳述が行われた。

- (1) 随意契約に関する判例による本件契約の違法性及び契約の無効
- (2) 令和元年11月請求の監査結果において、判例の引用が間違っており、また、明確な根拠が示されていない
- (3) 姫路市監査委員の判断が自治法第198条の3第1項の規定に違反し公正不偏でない
- (4) 代表監査委員の除斥
- (5) 本件請求に係る土地及び旧ぼうぜ医院建物の状況
- (6) 本件契約に係る一者随意契約とする理由に根拠がない

6 監査対象部局の陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和2年3月19日に関係職員の陳述の聴取を行った。

なお、陳述会においては以下について陳述が行われた。

- (1) 本件契約を締結した経緯

- (2) 本件契約締結の適切性
- (3) 本件契約金額の妥当性
- (4) 請求人の監査請求の棄却

第3 監査の結果

本件請求内容については、委託料を支払った日から返還に至る日まで民法の規定する年5分の割合による遅延損害金の返還について追加されているものの、法令等に違反して本件契約が締結されたことにより、姫路市及び姫路市民に多大な財政的損失を与えたため、委託料及び法令等に違反して行った関係職員の事務費等の返還を求めたものであり、令和元年11月請求と実質的に同一の請求内容と判断した。

自治法第242条第1項による住民監査請求については、一事不再理の原則により、同一人より同一事件についての同一内容の再監査の請求はできないものとされているが、請求人が別の住民である場合は、それぞれ別個の監査請求としてこれを受理するものの、その事実関係に関して本請求と前回の請求との間で何ら変わる点がない場合は、「請求者が異なる以上『一事不再理』の原則を援用することはできないが、すでに行った監査の結果に基づいて、請求に係る事実がないと認めるときは、その旨請求者に通知すれば足りる（昭和34年3月19日 自丁行発第37号 静岡県監査委員事務室長宛 行政課長回答）。」との行政実例がある。

これは、「既に行われた監査請求に基づく監査によって既に調査済であって、十分事実判断ができる場合には、既に行った監査結果に基づいて判断し、請求人に通知しても差し支えはなく、請求人の権利を不当に侵害したことにはならない。」趣旨であると判断できる。

第4 結論

令和元年11月請求の監査結果（令和2年1月22日付け姫監公表第1号において、「不必要な業務委託契約であるとは認められず、また、X協会との一者随意契約の締結は、総合的に判断し法令等に違反しているとまでは認められないので、支出した委託料及び業務委託等のために職員に行わせた事務に要した費用が違法な支出とは認められない。」との結論に達し、請求を棄却したもの。）をもって本件請求の監査結果とする。